３　第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

第五条の二を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第七十二条の三十二第一項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第一項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、特定申告を行わなければならない。

２　前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて事務所又は事業所所在地の道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行つた場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

３　第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

第八条の五十一第五項中「書類に」を「書類を」に、「署名する」を「確認する」に改める。

第九条の二第八項第二号中「第十二項第二号」を「次号及び第十三項第二号」に、「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に改め、同項に次の一号を加える。

三　燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十一項第二号中「百二十」を「百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第二十九項中「第四号イからニまで」に、「、第十一項及び第十二項」を「及び第十一項から第十三項まで」に改め、同項の表第八項第二号の項中「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に、「第十一項第二号及び第十二項第二号」を「次号及び第十一項から第十三項まで」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十二」に、「第一条第二号」を「平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第八項第三号	
第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十一項第二号

令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十四を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の二第二十九項の表第十一項第二号の項中「第十一項第二号」を「第十一項第三号」に、「百二十」を「百」に、「百分の百八十」を「百分の百五十」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二項第二号	
令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の二第二十九項の表第十二項第二号の項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に、「百二十」を「百二十五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十七」に改め、同条第二十九項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

32　法第百四十九条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

第九条の二第二十七項中「令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」に、「次項」を「以下この条」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十五項中「第百四十九条第一項第六号ニ(1)(ii)」を「第百四十九条第一項第六号ヘ(1)(ii)」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第百四十九条第一項第六号ニ(1)(i)」を「第百四十九条第一項第六号ヘ(1)(i)」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第百四十九条第一項第六号ニ」を「第百四十九条第一項第六号ヘ」に、「同号ニ(1)(i)」を「同号ヘ(1)(i)」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第百四十九条第一項第六号ホ」に改め、「バス又は」を削り、「百十五」を「百二十」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の前に次の一項を加える。

26　法第百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

第九条の二第二十一項中「第百四十九条第一項第六号ロ」を「第百四十九条第一項第六号ハ」に、「同号イ」を「同号イ(1)」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の前に次の一項を加える。

24　法第百四十九条第一項第六号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。